

総会議事録

令和3年6月

令和3年6月10日(木)開催

宮津市農業委員会

宮津市農業委員会定例総会議事録

会期 令和3年6月10日(木)
開会 午前9時31分、閉会 午前9時53分
場所 宮津市福祉・教育総合プラザ 第1コミュニティルーム

農業委員
出席 今中 瞳美、宇野 由美子、和久田 二三代、久保添 公哉、
関野 揭司、宮崎 健治、宮崎 正之、山田 正明、松本 聰
吉田 雅典、吉田 進、細井 康、石田 弘司 13名
欠席 小山 有美恵 1名

農地利用最適化推進委員
出席 酒井 義浩、細見 秀史、宮前 善有、平野 信也、糸井 久和
瀬戸 享明、溝口 喜順、垣根 敏孝 8名
欠席 和田 隆、荻野 雅章 2名
事務局 事務局長 小西 正樹、主任 内藤 進介

議事日程

- 日程第1 議事録署名委員の指名
- 日程第2 議案第19号 農地法第3条の規定による許可申請に係る許可について
- 日程第3 議案第20号 非農地証明交付申請の承認について
- 日程第4 議案第21号 農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について

〔関野会長〕 おはようございます。

ただ今から、令和3年6月定例総会を開会いたします。

本日の総会は、緊急事態宣言中ではありますが、市の公共施設も一部規制が緩和されていますので、先月は推進委員の皆さんお休みでしたが2か月ぶりに推進委員を含めた通常メンバーでの開催とさせていただきました。つきましては、総会終了後に最適化推進会議を開催いたしますので、円滑な議事の進行に御協力をよろしくお願ひいたします。

それでは議事に入らせていただきます。本日の出席者は 24 名中 22 名です。欠席は 小山 委員、和田委員の 2 名です。よって総会は成立いたします。

荻野委員はお見えになっておられませんが遅れて出席されるようです。(欠席)

それでは、日程第 1 議事録署名委員の指名を行います。山田委員、松本委員にお願いいたします。

次に、日程第 2、議案第 19 号「農地法第 3 条の規定による許可申請に係る許可について」を議題とします。事務局より、提案説明をお願いします。

[内藤主任] 失礼いたします。お手元の資料の 3 頁を御覧ください。議案第 19 号になります。「農地法第 3 条の規定による許可申請に係る許可について」下記の申請人より農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請があつたことについて議決を求める件ございます。

農地の所在は大字喜多小字中ノ下※※番ほか 3 筆、地目はいずれも田、面積は合計で※※m²です。譲渡人は与謝野町の※※様、譲受人は日置にお住まいの※※様です。譲渡人の申請事由につきましては、相続財産管理人として不動産換価のためです。譲受人の申請事由につきましては、農地経営を拡大するためです。

具体的な場所につきましては、4 頁に地図を添付しております。位置的には喜多駅から、喜多集落のかかり付近で大手川を挟んで点在しております。

次の 5 頁をお願いします。現地の写真を添付しております。上から※※番、※※番、※※番、一番下が喜多駅に近い※※番となっております。写真のとおり現在はいずれの農地も作付けはされていない状態ですが、取得後はレモンの栽培を計画しておられます。売買価格は総額で※※円、1 坪あたりに換算しますと約※※円となっております。

なお、レモン栽培につきましては、参考ということで新聞の切抜を配布させていただいております。「レモンを宮津の特産品に」を目標に、2 人の若手農家奮闘、この 2 人の若手といいますのが申請者の※※様と※※様でございますが、栽培に取り組む、という活動が 4 月 1 日発行の京都新聞に紹介されたときの記事でございます。

6 頁に許可申請に係る調査書を添付しております。調査書の最初にあります第 2 項第 1 号の所有する農地を適正に管理できるか、という点につきましては、譲受人の農作業の従事状況等から、当該農地を含めた全ての農地を効率的に利用できるものと見込まれました。また第 2 項第 5 号の下限面積 30 a につきましては、現在の譲受人の経営農地は※※ a であり今回の申請農地※※ a を加えますと経営農地の合計面積が※※ a となりますので基準を超えることとなります。その下の第 2 項第 7 号の地域の調和についてですが、去る 5 月 27 日、地区担当の関野会長、細見推進委員に立会いをお世話になり現地を確認しております。地域の周

辺農地との調和につきましては、農業上の利用に特段影響を及ぼすような要因はないものと考えられました。

議案第 19 号に係る説明は以上となります。御審議を賜わりますようよろしくお願ひいたします。

〔関野会長〕 ただ今の事務局の説明に関連して、担当委員であります私から補足説明を申し上げます。家族が関わっておりますので申し上げ難いのですが、この 4か所の農地は※※さんが 3 年前に亡くなられまして、それまでは水稻の水田ばかりの所で各家でそれぞれ作っておられましたが、※※さんが亡くなられたことから管理が変わりましたので 2 年前から不耕作地、耕作できない状況になりました。なかなか買い手が見つからなくて今日までになったのですが、※※さんがどのようにされるかは具体的には聞いておりませんが、非常に平地の中の場所的にも条件の良い所ですのでいずれにしましても早く所有者を確立して荒廃地を解消してもらうためには良かったのではないかと考えております。つきましては特に申請に問題はないと思います。以上です。

〔関野会長〕 これより議案第 19 号について審議に入ります。御意見のある方は挙手をお願いいたします。

(意見なし)

〔関野会長〕 異議なしと認め、議案第 19 号については、許可してよろしいか。

(委員の賛成)

〔関野会長〕 議案第 19 号については、許可します。次に、日程第 3、議案第 20 号「非農地証明交付申請の承認について」を議題とします。事務局より、提案説明をお願いします。

〔内藤主任〕 お手元の資料の 7 頁を御覧ください。議案第 20 号になります。「非農地証明交付申請の承認について」下記の申請人より、非農地証明交付申請があつたことについて議決を求めます。2 件ございます。

1 番です。土地の所在につきましては大字喜多小字僧都ヶ谷※※番ほか 1 筆です。登記地目はいずれも田、面積は合計で※※m²です。所有者は先程議案第 19 号で 3 条申請のありました譲渡人と同じ※※様です。非農地の事由につきましては昭和 20 年頃から耕作していないということです。

2番です。土地の所在につきましては大字万年小字桜ヶ鼻※※番ほか4筆、登記地目は畠が2筆、田が3筆、面積は合計で※※m²です。所有者は福知山市にお住まいの※※様です。非農地の事由につきましては万年※※番、※※番にあっては昭和60年頃、万年※※番にあっては昭和49年頃、鍛治※※番、※※番にあっては昭和40年頃から耕作していないということです。

具体的な場所につきましては、8頁、9頁に地図を添付しております。8頁をお願いします。1番の喜多の案件についての場所を示しております。位置的には喜多下公民館から北側の山に向かって400から500m進んだ所になります。奥側の200m余りにつきましては道もないような山林原野となっております。

次に9頁ですが2番の案件になります。同じ所有者で1件に纏めて申請されておりますが、場所的には3か所に別れております。最初に万年※※番と※※番の場所になりますが、宮津トンネルを宮津側に出た所にあります西宮津ロードパーク付近です。西宮津ロードパークから国道にかかる歩道橋を渡った向い側の山の法面になります。次に万年※※番ですが杉の末の集落内で、住宅の敷地となっております。

次に鍛治※※番、※※番ですが、こちらは宮村の特別養護老人ホームから旭ヶ丘集落を奥に進んだ山際となります。

次に10頁に現地写真を添付しております。上から2枚の写真が1番の案件となります。どちらも山の中になりますが、※※番が集落に近い方で、棚田の棚の痕跡が残っている様な所もありましたが写真のとおり既に原野化しております。比較的開けた場所を選んで撮影しておりますが、一面杉の木が植林され林となっております。次に下の写真※※番ですが、先程の地点から150mほど奥へ登ったところになります。地図にも記載がありますが山道からの進入路があるようですが、現在は途中から熊笹が群生し容易に進めない状態でありました。以前は細かい棚田がいくつもあったようですが現在は法面の崩壊などで地形が変わっており厳密の位置を特定することはできませんでしたので、おおよその場所で確認を行いました。こちらも比較的開けた場所を選んで撮影しておりますが、周囲一帯雑木と竹藪になっておりました。

次に下の2枚の写真をお願いします。西宮津ロードパークの向い側になります。どちらも竹藪となっております。一番下の写真の歩道橋を渡った突き当りの竹藪が※※番となり、この写真の右上が※※番となります。いずれも一帯が上から3番目、※※の写真のような状態となっております。

次に11頁をお願いします。上の写真、万年※※番になります。杉の末集落内の住宅になりますが、写真の住宅、現在は空き家で親戚の方が物置として使用されておられます。この住宅の敷地となります。元は隣の空き地と併せて※※番の1筆の畠でしたが、昭和49年頃に住宅を新築される際現在のように分筆され

たようですが、農地転用の登記までには至らず地目が畠のまま現在に至ったとのことです。

余談ですが、これは登記地目の変更をしなくても固定資産の課税地目が現況の見た目で判断されてしまうので、この場合は宅地課税で通知があったため地目変更が出来ていると勘違いされたようです。

次に下の2枚の写真ですが、鍛治※※番、※※番になります。旭ヶ丘集落の山手になります。場所は山に入る手前の開けた土地で今回の申請農地を含め3反ほどの土地があるようですが写真のとおり一面スキと熊笹が群生しておりました。

議案第20号に係る説明は以上となります。御審議を賜りますようよろしくお願ひいたします。

〔関野会長〕 ただ今の事務局の説明に関連して、担当委員から補足説明をお願いします。1番は引き続き私、2番はそれぞれ担当地区の今中委員と和久田委員からお願いします。

それでは私の方から説明させていただきます。この8番の地図を見ていただきますとちょうどこの喜多※※番の右手の方に農地が見えますが、この辺りはまだ耕作されている所がありますが、戦後しばらくはこの辺りは柿ヶ成の集落がありました。

ここから真直ぐ下って行きますと小学校の通学路にも昔はなっていたところでございます。ちょうどこの道路沿いの段々畠状態で以前は耕作されていたと思うのですが、昭和30年過ぎくらいから耕作されなくなり一部は杉、檜を植えられたり、かなり急斜面の所ですので荒れておりまして、この写真見ていただきますと分ると思いますが、先程の※※様の相続の部分でそのまま農地となっていましたので、今回所有権が代わるということで非農地証明の申請を出されたということです。以上で私の説明は終わります。

〔今中委員〕 26日に酒井委員、事務局の4名で現地を確認しました。ロードパークの所から歩道橋を渡たった場所になるのですが、写真を見ていただけますと分かります様に、竹が生え荒れ放題でこれをまた畠に戻すことは困難だと思い仕方が無いかなと思いますし、もう1件の万年の※も既に家が建って相当時間が経つておりましてこれも致し方ないと思いました。説明は以上です。

〔和久田委員〕 鍛治の2筆の農地についてですけども5月27日に、酒井委員と事務局の4名で現地の確認を行いました。すぐ近くに民家は建っているんですけど

も山に上がることも出来ないくらい熊笹やススキが生茂っておりまして写真を見ていただきますと分かると思いますが農地として使うことは出来ないと思います。以上です。

〔関野会長〕 これより議案第20号について審議に入ります。御意見のある方は举手をお願いいたします。

(意見なし)

〔関野会長〕 特にないようですので異議なしと認め、議案第20号については承認してよろしいでしょうか。

(委員の賛成)

〔関野会長〕 それでは議案第20号については承認いたします。次に日程第4、議案第21号「農用地利用集積計画（利用権設定）の決定について」を議題とします。事務局より提案説明をお願いします。

〔内藤主任〕 議案第21号「農用地利用集積計画（利用権設定）の決定等について」につきまして、12頁に掲載しております。1件です。皆原の農地です、土地の所有者は※※様ですが、亡くなつておられるため相続人の※※様からの申請となっております。以前から貸借されており、同じ条件での契約の更新となっております。貸借期間は6年ですが記載では5年10か月となっております。2か月足りない分につきましては、事務手続の都合上、契約期間を他の貸借契約の一斉更新に合わせたため、契約期間の終りを6年後の6月とせず、4月14日としたため2か月の短縮となっております。公告日は6月25日となっております。議案第21号に係る説明は以上となります。御審議を賜わりますようよろしくお願いいたします。

〔関野会長〕 これより議案第21号につきまして質疑に入ります。御質問、御意見のある方は举手をお願いいたします。

(意見なし)

〔関野会長〕 特にないようですので異議なしと認め、議案第21号については決定してよろしいでしょうか。

(委員の賛成)

[関野会長] それでは議案第21号については決定とします。以上で議事日程は全て終了いたしました。議案書の最後の頁に先の役員会で行われました専決報告の一覧を添付しております。御質問がございましたら会議終了後に事務局までお願ひいたします。

宮津市農業委員会会議規則(平成8年農委規則第1号)第16条第2項の規定により
署名する。

会長 關野掲司

委員 山田正明

委員 松本聰

記録者 小西正樹

